

3. 廃棄物関係資料

3-1 排出事業者に対する指導状況

区分	件数	備考
特別管理産業廃棄物 (特管産業)関連事業所	394	特管産業を生ずる事業所及び有害物質等使用・特定施設設置事業所
処理施設関連事業所	45	産業廃棄物処理施設を設ける事業所
入建	19	
検査	42	
PCB使用電気機器保管事務所	136	
その他の	54	主として上記以外の製造業者
合計	680	
検体採取・水質検査実施数	177	
特別管理産業廃棄物排出者	1,884	(処理実績報告)
感染性産業廃棄物排出者	5,983	"
産業廃棄物処理施設設置者	193	"
多量要綱対象者	91	"
建設指導要綱対象者	141	資本金10億円以上の総合工事業者"
その他の対象事業者	637	資本金1億円以上の建設業者"
マニフェスト交付事業者	23	"
マニフェスト交付事業者	6,191	(マニフェスト交付状況報告)
合計	15,099	

3-2 産業廃棄物処理業者の状況 (大阪府知事許可可)

区分	平成8年度許可(指定)件数	平成8年度未現在の許可(指定)業者数
産業廃棄物収集運搬業	801	3,403
うち焼却焼入れを含む	32	73
産業廃棄物処分業	24	98
うち中間処理	22	88
うち最終処分	2	10
特別管理産業廃棄物収集運搬業	24	323
特別管理産業廃棄物処分業	1	16
合計	850	3,840
産業廃棄物再生輸送業	0	11
廃生利用業	0	1

(注) 1 大阪府、堺市、東大阪市で登録する場合は別途当該市長の許可が必要。
2 許可件数は新規・更新・変更許可を合計した数。

3-3 産業廃棄物処理業者に対する指導状況

区分	件数
産業廃棄物収集運搬業	181
産業廃棄物処分業	229
特別管理産業廃棄物収集運搬業	16
特別管理産業廃棄物処分業	34
産業廃棄物再生利用業	1
合計	461
検体採取・水質検査実施数	106
業務実績報告書提出数	2,847

3-4 多量排出事業者、建設業者及び特別管理産業廃棄物多量発生事業者に対する指導要綱

名称	多量排出事業者における産業廃棄物の処理に関する要綱	建設業者における産業廃棄物の処理に関する指導要綱	特別管理産業廃棄物多量発生事業者における特別管理産業廃棄物の処理に関する要綱
制定年月	平成8年3月(平成8年4月1日施行)	昭和62年6月	平成7年9月
目的	産業廃棄物を多量に排出する事業者の産業廃棄物の適正処理及び環境美化	建設工事に伴って発生する産業廃棄物の適正処理及び環境美化	特別管理産業廃棄物を多量に発生する事業者の特別管理産業廃棄物の適正処理及び排出抑制
対象	府内の製造業又は電気、ガス、熱供給、水道業で産業廃棄物の総排出量が年間千トン以上又は製造工場の新設に伴い年間千トン以上増加すると予測される事業者	府内に営業所を有する建設業者のうち資本金10億円以上の総合工事業者を「建設業者」とする。	特別管理産業廃棄物の種類ごとの年間発生量が一定基準以上の事業者
内容	・産業廃棄物処理(処理)計画書の策定及び提出 ・産業廃棄物処理実績報告書の提出 ・適正かつ中層な産業廃棄物処理に必要な助言、指導等 ・製造工場の新設・増設に伴い、年間千トン以上の産業廃棄物の排出が予測される事業所は、産業廃棄物処理計画書の作成及び提出	・計画策定者に対する産業廃棄物処理(処理)計画書の策定及び提出 ・産業廃棄物処理実績報告書の提出 ・適正かつ中層な産業廃棄物処理に必要な助言、指導等 ・製造工場の新設・増設に伴い、年間千トン以上の産業廃棄物の排出が予測される事業所は、産業廃棄物処理計画書の作成及び提出	・特別管理産業廃棄物処理計画書の策定、提出 ・適正かつ中層な特別管理産業廃棄物処理に必要な助言、指導等
備考	・170事業者が対象 (大阪市49、堺市29、東大阪市10、3市)以外の大坂府全域	・計画策定者41社 (大阪市41、堺市13、東大阪市3、3市以外の大坂府全域)	140事業者が対象 (大阪市41、堺市13、東大阪市3、3市以外の大坂府全域)

3-5 特別管理産業廃棄物の発生状況

種類	発生量(トン)	発生量	
		うち府知事所管地域	うち府知事所管地域外
廃油	26,182	7,558	
廃酸	73,041	26,181	
廃アルカリ	12,248	4,122	
廃石綿	1,179	184	
燃え	187	74	
汚泥	25,189	475	
廃酸	5,240	141	
廃アルカリ	439	91	
鉛	42	0	
ばいじん	74,441	18,295	
廃油(トリクロロエチレン等の溶剤)	2,261	600	
合計	220,453	57,721	
感染性産業廃棄物	11,727(KL)	6,047(KL)	

(平成7年度実績)

(注) 特別管理産業廃棄物処理実績報告書(平成8年度提出)による。府知事所管地域は大阪市、堺市及び東大阪市を除く府域を指す。